

2026年度 事業計画書

文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会が検討を進めている「今後の科学技術人材政策の方向性（中間まとめ）」において、3つの基本方針（科学技術人材に対する投資の抜本的拡充、科学技術人材の多様な場・機会での活躍拡大、科学技術人材を支える組織・機関の役割の重視）が提言された。この基本方針では技術士制度の活用促進に関連し、技術士資格の取得の促進、技術士制度の周知・活用、技術士及び技術士（CPD 認定）の活用、IPD システムの活用から技術士資格の取得、資格取得後の CPD 活動までの一貫した整合性あるシステムの構築・改善に向けた取り組みを推進することが謳われている。また科学技術人材の多様性のための環境整備についても言及されている。

日本技術士会ではこれらの提言に則り、一般事業においては、次の事項を重点課題として取り組むこととする。

- ① 技術士全体の継続研鑽（CPD）推進のため、「技術士倫理綱領」等を踏まえた技術者倫理の啓発を念頭におきつつ、日本技術士会が実施主体となっている技術士 CPD 活動実績管理事業においては、技術士 CPD 活動実績管理及び活用制度を技術士全体に定着させるため、会員、非会員に対する CPD 実績記載申請、技術士（CPD 認定）取得手続き等の周知徹底に向けて、関係機関への働きかけ等を継続的に行うとともに、CPD 実施強化につながる支援を継続して実施する。また、文部科学省 IPD 懇談会の議論を踏まえ、「技術士を目指す技術者」をターゲットとして、スモールスタートした初期専門能力開発（IPD）システムにおける登録者数等の実績を踏まえつつ、引き続き必要なシステム整備やサービスの拡充を図る。
- ② 多様な専門性を有する公益社団法人として、関係府省、産業界、高等教育機関、学協会などとの連携の下、社会課題の解決や持続可能社会の構築、ウェルビーイングの向上に貢献する。特に、多様性・公平性・包摂性を推進する DEI*推進宣言を決議したことを踏まえ、DEI 推進のためのアクションプランの検討を行い実施する。
- ③ 技術士資格の認知度の向上および活用促進を図るため、多様な技術分野及び地域の結集に向けて、関係府省、産業界、高等教育機関、学協会などのステークホルダーとの連携・協力や日本技術士会内の組織間連携の一層の強化を図るとともに、収支の均衡も念頭に効率的な組織及び運営の在り方について検討を進める。また、弁護士等の士業との連携を強化し、技術的知見と法務・知財、会計等の専門性を融合した支援に取り組む。さらに海外にも活動の場を広げ、国際的流動性を推進する国際エンジニアリング連合（IEA*）等への積極的な対応、技術士の国際的通用性向上の検討を進める。
- ④ 少子化の進行等による社会情勢の変化への対応や技術士を代表する会としての役割を確実に果たすためにも、会員拡大の定着を確固たるものとすべく、引き続き会員数増加及び退会抑制に資する会員サービスの充実等の諸施策に継続的に取り組む。

指定事業（試験・登録事業）においては、技術士試験の実施に当たって、正確、公正を旨とした試験を適正かつ確実に実施するとともに、技術士法施行令の改正による受験手数料及び登録手数料の見直しを踏まえて、受験者・登録者の利便性の向上等への取り組みをさらに進める。

*DEI (Diversity(多様性)、Equity(公平性)、Inclusion(包摂性)) : 3つの要素の頭文字をとった略語

*IEA (International Engineering Alliance) 国際エンジニアリング連合 : エンジニアリング教育協定と技術者資格の枠組みを束ねる国際的な会議体

I 一般事業

1 技術士及び技術者の倫理の啓発（主務：倫理委員会）

改正技術士法（2000年）、「技術士プロフェッション宣言」（2007年発表）、及び公益社団法人としての本会の新たな定款の内容を踏まえ、2011年に「技術士倫理綱領」を制定した。2023年には、制定後の社会状況の変化を踏まえ、「技術士倫理綱領」を改定した。さらに、この倫理綱領の理念に加えて、人工知能の活用、環境への影響考慮、安全文化の醸成など時代の潮流に沿った技術活動を行うという理念を広く会員のみならず技術士全般に浸透させ、広く社会に発信するため、引き続き外部に開かれたシンポジウムなどを開催し技術者倫理の啓発に努める。さらに技術者倫理に関する活動を行う会員に対し、情報提供、連携などの支援を行う。

また、「技術士倫理綱領」改定後の周知と啓発の促進を継続して進める。

- (1) 技術者倫理に関する公開シンポジウムなどの開催
- (2) 技術者倫理に関する会員の活動状況の把握・情報交換の促進、研究会の開催
- (3) 月刊『技術士』での技術者倫理シリーズの企画など、技術士倫理の啓発活動の推進
- (4) 日本工学会技術倫理協議会など関連学協会への委員派遣を通じた技術者倫理啓発活動や調査研究活動への積極的な参画、並びに社会における技術者倫理事例の調査、検討
- (5) 技術士が行う技術者倫理講義用教材の検討、作成、CPD教材としての公開
- (6) 「技術士倫理綱領」改定後の周知と啓発の促進

2 技術士の資質向上（主務：研修委員会）

技術士の資質向上（資格取得後の継続研鑽（CPD））を果たすため、関連する学協会等と連携し、会員のみならず広く技術士全般に対しCPDの実践に関する啓発を行う。

技術士CPDシステムを活用しCPD活動の活性化を図るとともに、研修委員会が所管するCPD支援委員会、修習技術者支援委員会、青年技術士委員会などの活動を通して技術士や社会のニーズに応じた魅力ある講座の提供等に取り組む。

地域などによってCPD活動に係わる機会・労力・コストなどに顕著な格差が生じないようにするため、ウェブ配信や講習会等の共同開催などの施策を推進する。

2025年度よりスモールスタートしたIPD事業についてモニタリングし、事業参加者・運営サイド・ほか関係者等の意見・要望等を把握し、制度検討委員会とも連携しサービスの拡充、実施手段等の改善等に取り組む。

- (1) 「技術士CPD中央講座」、「技術士CPDミニ講座」、「技術士フォーラム」、「新春記念講演会」、「技術士CPD発表会」などの開催
- (2) 地域組織・部会における講演会や見学会の活性化に向けた支援（とりわけ現役若手世代会員による同世代に向けたCPD行事实施への支援）の他、「北東3地域本部技術士交流研修会」及び「西日本技術士研究・業績発表大会」への支援
- (3) 全国の会員が閲覧可能となるよう地域組織・部会・委員会が企画する講演内容の収録、会員向け視聴ページ（Pe-CPD）への掲載の推進、CPD及びIPD教材の充実
- (4) 個人への配信を含めたウェブ講演会の一層の推進
- (5) 会員の相互参加などによる学協会との連携の推進、大学など教育機関との連携などによるCPD及びIPD機会の拡大と内容の充実
- (6) 未入会技術士に対して、本会ホームページにおけるCPD及びIPD行事情報の提供及び入会促進

- (7) CPD 及び IPD 行事への参加申込みから CPD 及び IPD 活動実績の登録・審査まで一貫した管理が可能な Pe-CPD システムの運用による CPD 及び IPD 活動実績の登録促進
- (8) 技術士 CPD 及び修習技術者 IPD の活動促進に関する企画の推進
- (9) 視聴証明の発行を可能とする、「Pe ラーニングシステム」の構築

3 技術士制度の普及・啓発（資格活用の促進）（主務：技術士資格活用委員会、技術士全国大会運営委員会）

4 期目を迎えている技術士資格活用委員会が先駆けとなり、技術士のさらなる活用促進に向けた内外への普及・啓発活動を実施するとともに、統括本部、各地域組織、各部会の協力のもと、技術士の活用に関する調査、提言、広報活動を行う。

- (1) 国、地方自治体、地域の業界団体などを対象にした技術士の活用に関する調査の継続
- (2) 上記の調査結果を踏まえた関係機関への技術士の活用に関する提言や働きかけ
- (3) INPIT*との連携による「知財総合支援」の試行運用
- (4) 国立高等専門学校機構との連携強化（講師紹介等）について協議継続
- (5) NEDO*「グリーンイノベーション基金事業」への支援活動について協議継続
- (6) JOGMEC*「低炭素水素等サプライチェーン構築に向けた事業」への支援活動について協議継続
- (7) 日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会」に関する支援活動の検討・推進
- (8) 技術士活用及び技術士全国大会の開催に関する統括本部、地域組織、部会間の連携強化
- (9) 技術士資格の認知度向上等を目的とした一般向け広報の推進

*INPIT（National Center for Industrial Property Information and Training）独立行政法人工業所有権情報・研修館

*NEDO（New Energy and Industrial Technology Development Organization）国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

*JOGMEC（Japan Organization for Metals and Energy Security）独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

4 会員の社会的活動への支援（主務：社会委員会）

社会における技術ニーズと会員との結びつけをさらに強めるため、行政、関係諸機関・団体との連携をより強化するとともに、研修会やホームページを通じ、技術ニーズに関する情報提供と会員側の対応力を増進し、会員の社会貢献機会の拡大に努める。

また、会員の専門技術を活かし、地域社会や青少年に向けた科学技術に関するコミュニケーションの促進など、科学技術振興支援事業を継続して行う。さらに、科学技術全般にわたる高度な専門技術者の集団である本会の特性を活かし、裁判所からの依頼に対する司法支援の他、地域防災支援、工事監査支援などの行政支援活動を継続する。

- (1) 国、地方自治体、業界団体などへの技術士活躍範囲の拡大に向けた、地域組織・部会による働きかけ
- (2) 技術ニーズに関わる諸機関・団体との交流及び連携の強化並びにホームページを通じた技術ニーズに関する情報提供の強化
- (3) 技術士業務開業研修会や会員の技術指導力向上を目的とした研修会、社会活動事例発表会及び海外技術協力実務講習会などの開催
- (4) 地域社会へ向けたサイエンスカフェなどにおける科学技術コミュニケーター及び教育現場での理科教育支援を通じた科学技術振興支援活動の推進

- (5) 科学技術行政施策（サイエンスアゴラ、こども霞が関見学デー、助成事業応募への事前調査など）への積極的な参画
- (6) 行政機関との災害協定を基本とした平時からの地域住民の防災意識向上活動や防災訓練への参加、国や自治体などが推進する震災対策技術普及事業などへの参画、「防災週間」や内閣府「防災推進国民大会（通称：ぼうさいこくたい）」及び「技術士全国大会」に合わせた防災・減災普及活動などの実施
- (7) 裁判所からの専門委員や鑑定人の推薦などの依頼に対する協力（司法支援活動）の実施
- (8) 行政に対する支援としての地方自治体の工事監査などにおける技術調査の実施
- (9) 弁護士、弁理士、公認会計士、司法書士等の士業との連携強化（訴訟・紛争、契約・知財・監査等における技術的支援）の実施
- (10) 「技術士の様々な社会活動に光をあてる」ための事例発表などを通じた会員による社会活動の活性化及び外部に向けた広報

5 技術系人材の育成（主務：研修委員会、DEI 委員会）

技術士資格取得を目指す修習技術者（技術士第一次試験合格者及び JABEE 認定課程修了者）が、IPD を通して基礎的な資質能力を高めていけるように修習活動の支援を進める。また大学などの高等教育機関に対し技術士活動の広報と技術士制度の普及啓発を図る。

文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会における IPD の社会実装に向けた検討に的確に対応する。

社会課題の解決やウェルビーイング（Well-being）の向上に一層貢献するため、本会において DEI、すなわち多様性（Diversity）、公平性（Equity）及び包摂性（Inclusion）を推進する。

- (1) スモールスタートした初期専門能力開発（IPD）システムに引き続き必要なシステム整備やサービスの拡充を図るとともに、修習技術者 IPD ガイドラインや同マニュアルに基づき IPD 活動を推進する。加えて社会実装に向けたロードマップを検討する。
- (2) 修習技術者に向けた修習技術者ガイドブック（第 3.1 版）の普及（講習会の開催など）と改定の検討、修習支援プログラムとその支援方法・体制の整備、充実、及び準会員への入会促進
- (3) 修習技術者向けガイダンス、研修会、発表会などの開催
- (4) 各地域組織での修習技術者向け研修会の開催回数を増やすとともに、インターネットを活用した研修機会の地域格差是正への取り組み及び地域組織との連携強化
- (5) 大学・高専などの理系教育機関に対する技術士及び技術士制度についての組織的な広報の強化
 - ・女子学生、非建設系の一般在学学生、教職員などに対する説明会の開催、及びその説明員の強化
 - ・技術士一次試験を目指す学生に対する修習研修会への参加の推奨
 - ・インフラテックコン日本技術士会賞を通じての高専生の支援及び技術士資格の宣伝・広報
- (6) DEI 推進のための周知・啓発、学習機会の拡大及び本会における各組織でのアクション実践の促進
- (7) 女子学生、女性技術者及び技術士を目指す女性に対しての懇話会開催、技術士制度やキャリアパスに関する Q&A 集の発行、及びホームページにおけるキャリアモデルの紹介など

6 国際交流、国際協力活動及び国際資格へ対応（主務：国際委員会）

国際活動推進基本方針*に沿って、国際的流動性を推進する IEA*や FEIAP*へ積極的に参画し、

国際資格に対応するとともに、情報を国内に展開、国内関係機関と連携する。

また国際的流動性確保や国際活動の促進も重要であることから、関連する IPD/CPD 制度検討に寄与するとともに、会員の海外活動遂行能力向上に資する取り組みを行う。加えて、海外機関との既存の協定、覚書に基づいた活動を着実に実施することで国際活動の促進を図る。

- (1) IEA や FEIAP の活動への積極的な参画（総会出席や他国・他地域への IEA 監査協力など）と、会員への技術者資格の実質的同等性や国際的流動性に関する情報の展開
- (2) APEC エンジニア及び IPEA*国際エンジニアの審査登録への対応
- (3) APEC エンジニア審査/IPEA 国際エンジニア審査における IEA GA&PC 第 4 版への対応方法検討と関係機関との調整
- (4) 本会の国際活動に関する情報の集約と会員への情報提供
- (5) 会員の海外活動遂行能力向上に資する調査や研修の実施
- (6) 海外機関との既存の協定（日豪 2 国間、韓国技術士会、英国機械技術者協会、台湾經濟部）、覚書に基づく企画などの検討と国際活動の促進
- (7) 海外機関との協定、覚書などの締結や更新における支援や審議の実施
- (8) 国際協力機構、日本貿易振興機構などが実施している専門家派遣などへの支援及び協力関係の構築と、パーソナルデータベースなどの運用による会員への情報の提供

*国際活動推進基本方針：国際活動検討タスクフォース（2019 年 10 月～2021 年 4 月）により検討され、2021 年 5 月理事会で承認された、公益社団法人としての国際活動の在り方について定めた方針

*IEA（International Engineering Alliance）国際エンジニアリング連合：エンジニアリング教育協定と技術者資格の枠組みを束ねる国際的な会議体

*FEIAP（Federation of Engineering Institutions of Asia and Pacific）アジア・太平洋地域技術者協会連合：日本を含む地域における技術者教育と人的流動を推進する技術者団体

*GA&PC（Graduate Attributes and Professional Competences）修了生としての知識・能力と専門職としてのコンピテンシー：エンジニアリング教育の認定基準や専門職に期待されるコンピテンシーについて、国際ベンチマークとしての参照を目指して制定された文書。その第 4 版はユネスコ（UNESCO）傘下の世界工学団体連盟（WFEO）との共同作業で改訂され 2021 年 6 月承認された

*IPEA（International Professional Engineers Agreement）：IEA の枠組みにおけるプロフェッショナルエンジニアに関する協定の一つ

7 情報発信・連携の強化（主務：広報委員会）

本会の目的を達成し、本会の発展を目指すためには、技術士制度の社会への浸透が不可欠であり、本会及び本会会員による「社会に向けた情報発信」は最重要課題である。そのために、多様な形態、情報媒体の活用による広報活動の在り方について検討を継続し、成案を得たものから順次実施する。

また、会員に向けた情報発信機能の強化と統括本部、地域組織、部会及び委員会相互の情報連携のために、会誌における広報内容の充実及び利用しやすいホームページの改善を図る他、インターネットを利用した情報システムの円滑な運用を図る。

さらに、本会活動の活性化、会員拡大のために、関連学協会との連携促進を進める。

- (1) 技術士制度についての産学官への情報発信、技術者の育成に向けた関係学協会との連携
- (2) 技術士資格の取得及び本会への入会について広く理解を得るための企業、業界団体や企業内技術士会や大学技術士会等の技術士による各種団体に対する広報活動の推進
- (3) ホームページの充実等により、社会に技術士の魅力が伝わるよう訴求力ある対外的広報活動の推進、本会の各種行事や社会活動などの外部への積極的な情報発信
- (4) 日本の技術士制度を海外にも発信するための、英文ホームページの維持管理
- (5) 月刊『技術士』の発行及びホームページでの既刊号閲覧システムの整備
- (6) 月刊『技術士』を補完するホームページ上での広報（PE プラス）の推進
- (7) 月刊『技術士』の一部記事の J-STAGE への掲載

- (8) 会員の基本情報、技術士業務の経歴、防災支援、技術者倫理、司法支援、海外活動などに関わる会員の活動実績を登録し、担当委員会での活用を可能とするパーソナルデータベースの充実
- (9) ホームページでの会員専用コーナー、同報メールシステムの活用による提供情報の充実、及びインターネットを利用した各種情報システムの運用
- (10) 各種メディアを活用した統括本部、地域組織、部会及び委員会における活発かつ適正な情報発信及びホームページの維持管理を目的とした適正な運用
- (11) 月刊『技術士』のホームページでの閲覧を希望する会員の拡充

8 組織運営力の強化（主務：総務委員会、企画委員会）

地域本部長会議、部会長会議、関東甲信県支部長会議などの的確な運用と部会における全国的な活動の活性化を通じた地域組織と部会間の一層の連携を図るとともに各委員会による事業運営の充実を進め、正会員、準会員、賛助会員の拡大を図る。

また、現役若手世代の正会員を中心とした年会費制度に関する弾力的な運用による入会促進を図る。

公益社団法人としての適正なガバナンスを維持しつつ、会員が目的意識をもって生き生きと活躍できる組織運営を推進する。

- (1) 地域本部管轄地域における会員のきめ細かな地域活動の活性化を目的とした県単位支部組織の整備と地域本部による的確な管轄の実施
- (2) 関東甲信地域における会員のきめ細かな地域活動の活性化を目的とした、県支部長会議の開催等による情報の共有と総務委員会による的確な管轄の実施
- (3) フェロー認定の運用などによる会員顕彰制度の充実
- (4) 世代別の正会員年会費制度の弾力的な運用による現役若手世代正会員などの入会促進
- (5) 賛助会員に対する企業内技術士に向けた本会活動への理解促進及び入会への協力依頼
- (6) 企業内技術士会や出身大学別の技術士会などとの「緩やかな連携」の推進
- (7) 公益社団法人として求められる法人ガバナンス面からの的確な本会運営の対応
- (8) 役員候補者選出選挙などの効率的運営のためのインターネットによる立候補及び投票システムの円滑な運用
- (9) 総務委員会・企画委員会連携会議による全県支部のあり方の検討

9 大規模自然災害に対する防災・復興支援活動への貢献（主務：社会委員会）

大規模自然災害の被害を最小化するための減災技術について、普及促進を図る活動を行う。さらに、大規模自然災害発生時において本会組織及び会員の資質を活かした復旧・復興支援を行うための活動を外部の士業連携組織などとも協力し、被災者や被災地の復興支援に貢献する。

10 技術士制度改革及び科学技術政策への取り組み

（主務：技術士制度検討委員会、技術士資格活用委員会）

文部科学省科学技術・学術審議会第11期技術士分科会報告及び技術士法施行規則の改正、大臣通知などに対応した技術士CPD活動実績の管理及び活用制度（以下「技術士CPD制度」）における実施主体としての本会の業務を的確に果たす。引き続き技術士分科会等での審議を踏まえ本会としても技術士制度の在り方について積極的に検討を行い、その成果について広く発信を行うとともに、我が国の科学技術政策に対して提言する団体としての役割を果たす。

- (1) 文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会等への積極的な対応

- (2) 本会の技術士制度検討委員会による今後の諸課題（更新制等）に向けた検討の継続
- (3) 技術士資格活用委員会による技術士の活用及び技術士制度に関する調査・提言活動の検討、及び国際委員会と連携した技術士制度改革に関連する国際的な人材育成の実質的同等性に関連する情報の発信
- (4) 技術士 CPD ガイドライン、修習技術者 IPD ガイドライン等の適時適切な見直し
- (5) 上記の各項目における検討結果に関する積極的な発信

1 1 受託事業への対応（主務：事務局）

本会における業務受託は、本会の目的に適合して公益法人としての社会への貢献を基本とし、国、地方自治体からの各種審査、調査などの受託事業の他、関係機関などからの委託を受けた事業に対応する。

- (1) 国、独立行政法人における調査及び監査業務など
- (2) 地方自治体における工事などの監査に伴う技術調査に関する業務
- (3) 地方自治体における積算など検査業務、建造物設計審査業務、防災に関わる点検業務など
- (4) 官公庁及びその関連機関などが実施している助成金交付申請に係る審査業務
- (5) 地方自治体などの技術系職員採用試験問題の作成、採点等の業務

1 2 持続可能社会構築への貢献（主務：事務局）

技術士の多様な専門領域への技術力を統合的に発揮することにより、持続可能社会の構築に貢献するためのプラットフォーム機能を本会が果たすことを目指す。SDGs の 17 の目標について、部会・地域本部の取組状況を踏まえて、本会の貢献について検討の上、対外的に発信していくこととする。

II 試験・登録事業（主務：技術士試験センター）

1 技術士試験の実施

技術士試験の実施に当たっては、指定試験機関として、引き続き試験委員と緊密な連携を図り、各地域組織などの協力を得ながら、正確、公正を旨とした試験を適正かつ確実に実施する。

- (1) 技術士第一次試験の試験事務
- (2) 技術士第二次試験筆記試験の試験事務
- (3) 技術士第二次試験口頭試験の試験事務

2 技術士登録などの実施

技術士及び技術士補の新規登録、登録事項の変更及び登録の証明など技術士登録などの実施に当たっては、指定登録機関として、事務の迅速化などにより、申請者へのサービス向上に努める。

- (1) 技術士及び技術士補の登録事務
- (2) 技術士及び技術士補の登録証明書発行などの事務

3 技術士試験制度などの広報活動

大学・高専・学協会などが行っている技術士試験制度の説明会などに対して、各地域組織、関連委員会などの協力により広報活動を推進するとともに、本会ホームページに技術士試験の実施などに関する情報を掲載し、受験者などへの周知を図ると同時に受験申込者拡大のため技術士試験制度の普及啓発に努める。

- (1) 技術士試験制度の広報活動
- (2) 技術士試験実施に係る広報活動

4 試験・登録事業事務の改善、強化

試験・登録事務については、適正かつ確実に試験・登録を実施していくため引き続き業務の正確化とともに効率化を図る。

なお、受験手数料等の見直しによる受験者・登録者の利便性の向上等のための諸対策を順次行うとともに、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）で示された国家資格等のオンライン・デジタル化の拡大に向けた取り組みを引き続き行うこととする。

また、技術士試験制度に関わる諸課題などへの対応については、本会技術士試験検討・評価委員会において継続的に対応するとともに、文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会などに対して必要となる資料などの提供を行い、積極的に協力することとする。

Ⅲ 技術士 CPD 実績管理事業（主務：技術士制度検討委員会、技術士 CPD・修習技術者 IPD センター）

1 技術士 CPD 実績管理の実施

文部科学大臣通知（3文科科第65号、令和3年4月26日）及び技術士法施行規則改正（令和3年9月8日）に基づき、技術士登録簿へのCPD実績の登録及びその利活用としての技術士CPD実施者名簿の公開などの技術士CPD実績管理事業について、個人情報などの情報漏洩に対する十分な情報セキュリティを担保しつつ適切な事業運営を図ることとする。

- (1) 技術士 CPD 活動実績の的確な管理、登録、及び活用方策の検討
- (2) 技術士 CPD ガイドライン及び技術士 CPD 管理運営マニュアルの適宜、適切な更新管理
- (3) 技術士 CPD 活動実績の登録に基づく実施者名簿の適正な管理と公開
- (4) 技術士 CPD 活動実績証明書の迅速な発行
- (5) 技術士 CPD 登録内容の審査に関わる事務的支援の充実
- (6) 技術士 CPD 実績管理委員会及び CPD 活動関係学協会連絡会の運営支援の充実

2 技術士 CPD 制度拡大への取り組み

これまでも日本技術士会では「技術士 CPD 制度」の浸透を図ってきたが、その成果が十分に現れたとは言いがたい状況である。前期に引き続き理事会において進捗を確認するとともに、課題に対する具体策を検討の上、広報活動などを推進し、一層の記載申請者の増大を図っていく。

- (1) 技術士を対象とした技術士 CPD 実績管理事業の広報の充実とホームページでの情報発信
- (2) 技術士のユーザーを対象とした技術士 CPD 実績管理の意義に関する広報の企画・実施
- (3) 学協会や企業などを通じた一般社会及び技術士全般に向けた広報や説明会の実施企画
- (4) 継続研鑽の責務を果たしている技術士活用促進の広報
- (5) 非会員向け同報メール送信・メールマガジン発行による日本技術士会加入による CPD 登録時のメリット周知や CPD 行事案内等の情報提供イベントごとのリーフレット配布などによる情報提供
- (6) 紹介用コンテンツ（ホームページ、メールマガジン他）の継続検討
- (7) 技術士 CPD 制度の土台である CPD 登録システム（Pe-CPD）へのレーダーチャート導入による実績確認の補完

3 修習技術者 IPD 実績管理の実施

2026年1月28日理事会で決定した「修習技術者 IPD ガイドライン」等に基づき、修習技術者 IPD 実績管理を実施していく。

以上